

総行情第42号
平成19年5月25日

各都道府県知事 殿
（個人情報保護対策担当課・市区町村担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（個人情報保護対策担当課扱い）

総務省大臣官房総括審議官

外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について

各地方公共団体が保有する個人情報保護については、これまでも重ねて適切な取扱いをお願いしてきたところですが、依然として、個人情報が漏えいする事案、特に、個人情報の取扱いを外部に委託した場合に外部委託先や再委託先から個人情報が漏えいする事案が見受けられます。

また、先般、地方公共団体からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフト「Winnny」を介して全住民の個人情報が漏えいするという大変遺憾な事案が発生しました。

このような事案の発生は、住民の行政に対する信頼を損なうものであり、再発防止のため徹底した対策を実施することが必要です。このため、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策について、以下の措置を含め、積極的に推進して頂きますようお願いいたします。

- ・個人情報保護条例の罰則対象に受託業者を追加
- ・契約に違反した場合に、受託業者に対し、厳正な措置（違約金・損害賠償請求、契約解除、入札参加資格の制限等）を実施
- ・受託業者に対する監督（報告徴収・立入検査等）を強化
- ・個人情報保護を徹底するための契約事項の見直し

また、管内市区町村にも周知していただき、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関し、必要な助言、情報の提供等に努められますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局地域情報政策室
（担当：池田課長補佐、脇本係長、利根事務官）
TEL：03-5253-5111（内線 5525）
FAX：03-5253-5529
E-mail：k.tone@soumu.go.jp